

第23回青森県いじめ防止対策審議会 概要

- 1 日 時 令和4年6月9日（木）15：00～16：30
- 2 場 所 青森県庁南棟5階 教育委員会室
- 3 出席者

【審議会委員】

内 海 隆 委員
関 谷 道 夫 委員
沼 田 徹 委員
田 中 治 委員
鳴 海 春 輝 委員
加 川 香 寿 美 委員

【県教育委員会】

吉田教育次長、高橋学校教育課長、ほか学校教育課職員（5名）

4 会議概要

（1）令和3年度のいじめ防止等の取組について

令和3年度の各県立学校におけるいじめ防止等の取組について、学校教育課から報告する。

【主な意見】

- 各学校で知恵を出し合い、色々な取組をしていることがわかった。子どもたちが自分達で考え、実践した取組は効果があったとのことだが、まさにそのとおりだと思うので、引き続き取り組んでもらいたい。
- 否定的なメッセージの動機付けは、心理的な側面から効果が薄いとされている。いじめ防止のための活動において標語などを使用する際に留意すべきである。
- 「SOSの出し方に関する教育」については、SOSをどう受け止めるかという、受け止める側のスキルをもっと豊かにしていくことも重要である。
- いじめ防止活動について、一生懸命取り組んでいるのは理解できるが、手段が目的化していないか、効果測定はどうなっているのかなど、一度立ち止まって振り返ることも大事である。

（2）令和4年度のいじめ防止等の取組について

令和4年度の「いじめ防止等の取組」（「安心できる学校づくり推進事業」、「居場所づくり・絆づくり推進事業」等）について、学校教育課から報告する。

【主な意見】

- スクールカウンセラーについて、量的な拡大から質的な充実に関心が移っている。子どもや保護者、学校にとって役に立っているのかを省みながら、実践的な研修が必要であると感じる。
- クライシスレスポンスチームのような体制について、必要以上に心のケアが大事だと偏り過ぎたり、過剰に準備したりすると、様々な所に負担が生じる懸念もある。
- ボランティアの方が学校に入り込んで活動している事例がある。様々な形で保護者や地域住民に呼びかけ、学校の中で子どもたちと一緒に活動をする取組などがあると良い。

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの待遇面について、それぞれに改善が望まれるような課題があると感じる。また、同じような職務を担っている中で、待遇面で差があることについては考える必要がある。
- スクールカウンセラー等の質の向上に関しては、教育事務所が担う役割も大きいいため、学校教育課は教育事務所と連携し、スクールカウンセラー等の質の向上を図る必要がある。
- 現在、子どもの貧困も含めて様々な問題があるため、いじめだけに特化せず、家庭環境や社会的な背景を含めて、子供たちが抱える悩みや困難に多面的な視点から対応する必要がある。
- 不登校の増加が注目されているが、登校している子どもたちもぎりぎりの状態で頑張っている。学校では、登校できていることを当たり前だと捉えずに、褒めるような視点も持ってほしい。

(3) その他

令和4年度高等学校及び特別支援学校生徒指導主事研究協議会において実施した講演について、学校教育課から報告する。

【主な意見】

- いじめへの対症療法的な部分を充実させることは重要だが、根本的な問題である、子どもたちがかけがえのない存在として認められていることを実感できる「自尊感情」を育むため、学校はメッセージを発信したり取組を実践したりする必要がある。
- 学校は、人権感覚を豊かに持って、発信していく場であってほしい。子供の権利や人権などについて子どもたちに発信することについても、学校や教員はエネルギーをかけてほしい。
- 大人の悲観的な考え方は子どもたちにも伝わっていく。教員には、前向きに頑張ってもらいたいし、そのためにも教員にはゆとりが必要だと感じる。
- いじめ防止については、「わかっているけどできない」という道徳的な命題を抱えている。いじめについて学校で取り上げる時には、どうすれば道徳的行為ができるのかという点を子どもたちに考えさせる必要がある。